

## 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案要綱

### 第一 改正の趣旨

国民年金事業等の運営の改善を図るため、被保険者等の届出手続の簡素化、保険料の納付促進対策の強化及び福祉施設規定の見直し等の措置を講ずること。

### 第二 国民年金法の一部改正（公布日施行）

一 被保険者が保険料を納付受託者に交付したときは、延滞金に係る規定の適用については、当該交付した日に当該保険料の納付があったものとみなすこととする。 （国民年金法第九十二条の四第五項関係）

二 社会保険庁長官は、被保険者の資格に関し必要があるときは、官公署に対し、被保険者又は国民健康保険の被保険者の氏名及び住所その他の事項につき、必要な資料の提供を求めることができるものとする。 （国民年金法第百八条第一項関係）

三 社会保険庁長官は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、生活保護法による生活扶助を受けている者等又は健康保険法等の規定による被扶養者の氏名及び住所その他の事項につき、必要な資料の提供を求めることができるものとする。 (国民年金法第百八条第二項関係)

四 社会保険庁長官は、被保険者の資格又は保険料に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、その使用する者に対する国民年金法の周知その他の必要な協力を求めることができるものとする。 (国民年金法第百八条第三項関係)

第三 国民年金法の一部改正 (平成二十年三月三十一日までの日で政令で定める日施行)  
国民年金保険料について、指定代理納付者による納付 (クレジットカードによる納付) をできるものとする。 (国民年金法第九十二条の二の二関係)

第四 国民年金法の一部改正 (平成二十年四月施行)

一 福祉施設規定の見直しに関する事項

1 福祉施設規定を廃止するとともに、政府は、国民年金事業の円滑な実施を図るため、国民年金に関し、教育及び広報等の事業を行うことができるものとする。 (国民年金法第七十四条関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

二 政府は、保険料を国民年金事業の事務の執行に要する費用に充てることができるものとする。 (国民年金法第八十五条関係)

三 被保険者 (保険料を滞納している者であつて、市町村から特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしている者に限る。) の委託を受けて、保険料の納付に関する事務を行う旨の申出をした市町村は、当該事務を行うことができるものとする。 (国民年金法第九十二条の三関係)

四 学生納付特例に関する事務手続の特例に関する事項

国、地方公共団体並びに社会保険庁長官の指定を受けた国立大学法人、公立大学法人及び学校法人等は、その設置する大学等の学生等である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る学生納付特例の

申請に関する事務を行うことができるものとする。 (国民年金法第百九条の二関係)

#### 五 保険料納付確認団体に関する事項

社会保険庁長官の指定を受けた同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体等は、当該団体の構成員等である被保険者からの委託により、当該被保険者に係る保険料が納期限までに納付されていらない事実の有無について確認し、その結果を当該被保険者に通知する業務を行うことができるものとする。 (国民年金法第百九条の三等関係)

六 任意加入被保険者となる旨の申出を行おうとする者は、口座振替納付を希望する旨又は口座振替納付によらない正当な事由がある旨の申出を社会保険庁長官に対してしなければならないものとする。

(国民年金法附則第五条関係)

#### 第五 国民年金法の一部改正 (日本年金機構法 (平成十九年法律第 号) の施行の日)

一 国民年金原簿の記録事項に基礎年金番号を追加すること。 (国民年金法第十四条関係)

二 国民年金事業の運営に関する事務等の遂行のため特に必要がある場合を除き、行政機関等による基礎

年金番号の告知要求を禁止するとともに、それ以外の者による基礎年金番号の利用を禁止するものとする。 (国民年金法第百八条の四等関係)

第六 国民年金法の一部改正 (平成二十三年四月施行)

一 厚生労働大臣が住民票の記載等に係る本人確認情報の提供を受けることができる第一号被保険者の氏名及び住所の変更等に係る届出を受理した市町村について、厚生労働大臣にこれを報告することを要しないものとする。 (国民年金法第十二条第四項関係)

二 厚生労働大臣が住民票の記載等に係る本人確認情報の提供を受けることができる第三号被保険者の氏名及び住所の変更等について、当該第三号被保険者は当該事項に係る届出を厚生労働大臣に対して行うことを要しないものとする。 (国民年金法第十二条第五項関係)

三 厚生労働大臣が住民票の記載等に係る本人確認情報の提供を受けることができる被保険者又は受給権者の死亡について、戸籍法の規定による当該被保険者又は受給権者の死亡の届出義務者はその旨を厚生労働大臣に届け出ることを要しないものとする。 (国民年金法第百五条関係)

第七 厚生年金保険法の一部改正（公布日施行）

社会保険庁長官は、被保険者の標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な資料の提供を求めることができるものとする。こと。（厚生年金保険法第百条の二関係）

第八 厚生年金保険法の一部改正（平成二十年四月施行）

一 福祉施設規定を廃止するとともに、政府は、厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため、厚生年金保険に関し、教育及び広報等の事業を行うことができるものとする。こと。（厚生年金保険法第七十九条関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第九 厚生年金保険法の一部改正（平成二十一年四月施行）

現物給与の価額について、厚生労働大臣が定めるものとする。こと。（厚生年金保険法第二十五条関係）

第十 厚生年金保険法の一部改正（日本年金機構法（平成十九年法律第 号）の施行の日）

被保険者に関する原簿の記録事項に基礎年金番号を追加すること。（厚生年金保険法第二十八条関係）

第十一 厚生年金保険法の一部改正（平成二十三年四月施行）

厚生労働大臣が住民票の記載等に係る本人確認情報の提供を受けることができる受給権者の死亡について、戸籍法の規定による当該受給権者の死亡の届出義務者はその旨を厚生労働大臣に届け出ることを要しないものとする。こと。（厚生年金保険法第九十八条関係）

第十二 国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）の一部改正（平成二十年四月施行）

任意加入被保険者の保険料納付方法に関し、国民年金法と同様の改正を行うこと。（国民年金法等の一部を改正する法律附則第十一条関係）

第十三 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）の一部改正（平成二十年四月施行

）

任意加入被保険者の保険料納付方法に関し、国民年金法と同様の改正を行うこと。（国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十三条関係）

第十四 特別会計に関する法律の一部改正（一は公布日施行、二は平成二十年四月施行）

一 年金特別会計の業務勘定の歳出等に関し、所要の改正を行うこと。（特別会計に関する法律第百十一条等関係）

二 保険料を国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行に要する経費に充てることができるものとする。その他所要の改正を行うこと。（特別会計に関する法律第百十一条等関係）

第十五 国民健康保険法の一部改正（平成二十年四月施行）



一 市町村は、被保険者証及び被保険者資格証明書の有効期間を定めることができるものとともに、国民健康保険の保険料等を滞納している世帯主（市町村が被保険者証の返還を求めるものとされる者を除く。）又は国民年金保険料を滞納している世帯主（当該世帯に属する国民年金の被保険者に係る国民年金保険料について連帯納付義務を負う者を含み、社会保険庁長官が厚生労働省令で定める要件に該当するものと認め、その旨を市町村に通知した者に限る。）等の被保険者証については、特別の有効期間を定めることができるものとする。 （国民健康保険法第九条関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第十六 住民基本台帳法の一部改正（一は公布日施行、二は平成二十年十月施行）

一 住民基本台帳法に基づく住民票の記載等に係る本人確認情報の提供を受けることができる社会保険庁の事務として、政府管掌健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金の被保険者に係る届出に関する事務を追加すること。（住民基本台帳法別表第一関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第十七 船員保険法の一部改正（平成二十一年四月施行）

現物給与の価額に関し、厚生年金保険法と同様の改正を行うこと。（船員保険法第三条関係）

第十八 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正（一は公布日施行、二及び三は平成二十一年四月施行）

一 行政庁は、労働保険の保険関係の成立又は労働保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な資料の提供を求めることができるものとする。 （労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十三条の二関係）

二 現物給与の価額に関し、厚生年金保険法と同様の改正を行うこと。 （労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二条関係）

三 労働保険料の概算保険料の申告納付期限を当該保険年度の六月一日から四十日以内とし、確定保険料の申告納付期限を次の保険年度の六月一日から四十日以内とすること。 （労働保険の保険料の徴収等に

関する法律第十五条等関係)

第十九 健康保険法の一部改正（平成二十一年四月施行）

- 一 保険医療機関等の指定の欠格事由に、指定の申請に係る病院等の開設者等が、社会保険料について、当該申請をした日の前日までに滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納していることを追加すること。（健康保険法第六十五条等関係）
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二十 社会保険労務士法の一部改正（平成二十一年四月施行）

- 一 社会保険労務士の登録拒否事由に、労働社会保険各法の規定による保険料について、登録の申請をした日の前日までに滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料のすべてを引き続き滞納している者であるこ

とを追加すること。（社会保険労務士法第十四条の七関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二十一 介護保険法の一部改正（一は平成二十一年四月施行、二は平成二十四年四月施行）

一 指定居宅サービス事業者等の指定等の欠格事由に、指定等の申請者等が、社会保険各法の規定による保険料等について、当該申請をした日の前日までに滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納していることを追加すること。（介護保険法第七十条等関係）

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二十二 附則

一 施行期日

この法律は、平成二十年四月一日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める

日から施行すること。

- 1 第二、第七、第十四の一、第十六の一及び第十八の一 公布の日
- 2 第三 平成二十年三月三十一日までの日で政令で定める日
- 3 第十六の二 平成二十年十月一日
- 4 第九、第十七、第十八の二及び三、第十九、第二十並びに第二十一の一 平成二十一年四月一日
- 5 第五及び第十 日本年金機構法（平成十九年法律第 号）の施行の日
- 6 第六及び第十一 平成二十三年四月一日
- 7 第二十一の二 平成二十四年四月一日

## 二 検討

政府は、施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の国民年金法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。こと。（附則第二条関係）

## 三 経過措置

所要の経過措置を設けること。

#### 四 関係法律の整理等

- 1 国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法について、第四の二に掲げる国民年金法の改正に準じて、所要の改正を行うこと。（附則第十四条等関係）
- 2 その他関係法律について、所要の改正を行うこと。